

大分県歯と口腔の健康づくり推進条例
逐条解説

平成25年12月

大分県議会

○「大分県^{くう}歯と口腔の健康づくり推進条例」について

(1) 歯と口腔^{くう}の健康づくり対策について

歯と口腔^{くう}の健康は、糖尿病や脳卒中などの生活習慣病の予防はもとより、全身の健康の保持増進にも直接関係しており、「何でも良く噛んでおいしく食べる」「会話を楽しむ」といった生活の質(QOL=Quality Of Life)にも深く結びついています。県民が健康で質の高い生活を営み、健康寿命の延伸を目指す上で、歯と口腔^{くう}の健康は大変重要かつ基礎的な課題の一つと言えます。

上記の観点から、国においては、平成23年8月に「歯科口腔保健^{くう}の推進に関する法律」(平成23年法律第95号)を制定するとともに、平成24年7月に策定した「健康日本21(第二次)」(H25~34)にも「歯・口腔^{くう}の健康」を掲げています。

本県においては、平成25年3月に、国の「健康日本21(第二次)」の大分県計画である「第二次生涯健康県おおいた21」を策定し、6つの生活習慣分野の1つとして「歯・口腔^{くう}の健康」を位置づけ、1人当たりの虫歯本数などについて目標値を定めて取り組んでいます。

また、歯科部門の独立した計画として、平成22年に「大分県^{くう}歯科口腔保健計画(新・歯ッスル大分8020)」を策定(平成25年3月に改定)し、妊産婦・乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの施策や要介護者、障がい者(児)の歯科保健対策の推進に取り組んでいるところです。

(2) 条例の制定に当たって

本県では、平成23年の3歳児1人あたり虫歯本数が1.26本で全国ワースト5位、平成24年の12歳児1人あたり虫歯本数が2.0本で全国平均1.08本を大きく上回り全国ワースト2位と、幼児期、学齢期の虫歯は年々減少しているものの全国平均とは大きな開きがあります。

「第二次生涯健康県おおいた21」では、平成34年の3歳児1人あたり虫歯本数を0.8本以下、12歳児1人あたり虫歯本数を1.2本以下にすることを目標としています。

県民の健康にとって重要な課題である歯と口腔^{くう}の健康づくりについて、その現状と課題を十分認識したうえで、県の責務や、歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者、医療保険者、市町村、県民それぞれの役割を明らかにするとともに、幼児期や学齢期の虫歯予防、歯周疾患の予防及び進行の抑制、定期的な歯科健診の機会の確保など、歯と口腔^{くう}の健康づくり推進に関する各種施策のさらなる推進を図るため、本条例を制定し、県を挙げての歯科口腔^{くう}保健対策につなげていきたいと考えています。

○「大分県歯と口腔^{くう}の健康づくり推進条例」逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くう}の健康づくりが、県民の健康の保持増進等に果たす役割の重要性に鑑み、歯科口腔保健^{くう}の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、その生涯にわたる歯と口腔^{くう}の健康づくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者、医療保険者、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定めることにより、県民の生涯にわたる歯と口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を定めたものです。

【解説】

- 1 歯と口腔^{くう}の健康づくりが県民の健康の保持増進等に果たす役割が重要であるとの認識から、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的として本条例を制定したことを規定したものです。
- 2 歯科口腔保健^{くう}の推進に関する法律第3条第2項において、地方公共団体は歯科口腔保健^{くう}の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされています。
- 3 本条例では以下の内容を定め、明らかにすることにより、県民の生涯にわたる歯と口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目指していきます。
 - ・ 県民の生涯にわたる歯と口腔^{くう}の健康づくりに関する基本理念
 - ・ 県の責務
 - ・ 歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者、医療保険者、市町村及び県民の役割
 - ・ 県の施策の基本的な事項等

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歯と口腔^{くう}の健康づくり 歯科疾患の予防等により歯と口腔^{くう}の健康を保持し、若しくは増進し、又はそれらの機能を維持し、若しくは向上させることをいう。
- 二 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- 三 教育保育関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修

学校において、幼児、児童、生徒又は学生の歯と口腔の健康づくりに関する指導を行う者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所その他の保育を目的とする施設において、乳幼児の歯と口腔の健康づくりに関する指導を行う者をいう。

四 保健医療福祉関係者 保健、医療又は福祉に係るサービスを提供する業務に従事する者であって、歯と口腔の健康づくりに関する活動、指導、助言又は医療行為を行うもの（歯科医師等及び教育保育関係者を除く。）をいう。

五 事業者 他人を使用して事業を行う者をいう。

六 医療保険者 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。

七 歯科口腔保健サービス等 歯科健診、歯科保健指導及び歯科相談等の歯科口腔保健サービス並びに歯科医療

八 8020（はちまるにいまる）運動 県民の歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるため、80歳になっても20本以上の自分の歯を保つことを目指した運動をいう。

【趣旨】

本条は、本条例の主要な用語について定義するものです。

【解説】

- 1 第1号の「歯と口腔の健康」とは、歯と口腔が、虫歯、歯周疾患（歯周病）、摂食機能障害等のない状態に保たれ、咀嚼（かみくだくこと）、嚥下（飲みくだすこと）のほか、味を感じることに、会話すること、表情を作ること等の歯と口腔が有する機能を十分に発揮できる状態をいいます。

なお、歯科保健医療分野において、「歯」は一般的に「口腔」に含まれるものとされていますが、「口腔」のみの表記では県民にとって分かりにくいと思われることから、本条例においては「歯と口腔」としています。

- 2 第3号の「教育保育関係者」のうち、保育関係者は、一般的には福祉関係者として定義されるものですが、歯と口腔の健康づくりを推進する上では、幼稚園、保育所の区分に関係なく、乳幼児期の指導等を行う必要があることから、本条例では教育保育関係者として定義しています。

「教育関係者」とは、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は同法第124条に規定する専修学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員など、歯と口腔の健康づくりに関する指導を行う者をいい、教職員を指揮、指導する立場にある校長等の管理職も含まれます。

「保育関係者」とは、児童福祉法第39条に規定する保育所又は同法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とする認可外保育施設の園長、職員など、乳幼児の歯と口腔の健康づくりに関する指導を行う者をいいます。

- 3 第4号の「保健医療福祉関係者」には、以下の者が含まれます。

- (1) 保健に係るサービスを提供する業務に従事する者
医師、保健師（産業保健師を含む。）、栄養士、その他保健に関係する者

(2) 医療に係るサービスを提供する業務に従事する者

医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、管理栄養士、その他医療に関係する者

(3) 福祉に係るサービスを提供する業務に従事する者

介護福祉士、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、民生委員・児童委員、その他福祉に関係する者

4 第5号の「事業者」は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号の事業者（事業を行う者で、労働者（従業員）を使用（雇用）するもの）をいいます。

5 第6号の「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいいます。

6 第7号の「歯科口腔保健サービス等」は、歯科健診、歯科保健指導、歯科相談、口腔ケア、予防処置、歯科医療など、歯と口腔の健康を保持するためのサービスをいいます。

なお、「歯科保健指導」には、歯磨き指導（ブラッシング指導）、食生活指導、生活習慣指導が含まれます。

（基本理念）

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進は、子どもの健やかな成長及び様々な生活習慣病の予防につながるなど、全身の健康に重要な役割を果たすことに鑑み、県民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むとともに個人の健康づくりを社会全体で支援するヘルスプロモーションの理念に基づき、県民自ら日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、全ての県民が生涯にわたり必要な歯科口腔保健サービス等を円滑に受けられる環境を整備することを基本として行われなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の基本となる理念を定めたものです。

【解説】

1 歯と口腔の健康づくりを推進する際の大きな方針を示し、共有することが効果的な取組へとつながることから、基本理念として、

- ・主体は県民一人ひとりであること
- ・ヘルスプロモーションの理念に基づき、県民自らの取組に加え、全ての県民が生涯にわたり必要な歯科口腔保健サービス等を円滑に受けられる環境を整備することを定めたものです。

2 「ヘルスプロモーション」とは、WHO（世界保健機関）が1986年のオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく健康戦略です。従来の健康づくりは、健康を最終目標とし、住民はそれに向かって「自分の健康は自分でつくる」という個人の責任の下、医師等の指導に従い努力していましたが、長続きしないことも少なくありませんでした。一方、「ヘルスプロモーション」は生活の質（QOL）の向上を最終目標とし、従来の個人への働きかけに加え、組織や環境への働きかけを組み合わせる展開しようとするも

のです。

本条例で推進する「歯と口腔^{くわう}の健康づくり」もQOL向上の1つの手段という位置付けであり、県民一人一人の主体的な取組はもちろんのこと、県民を取り巻く環境の整備も組み合わせて歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進し、県民のQOLの向上を目指すものです。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との連携が図られるよう必要な配慮をするものとする。

3 県は、市町村、事業者、医療保険者その他の者が行う歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するに当たり、県が果たすべき責務について定めたものです。

【解説】

1 第1項の「総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する」とは、歯と口腔^{くわう}の健康づくりは保健、医療、福祉、教育など多方面に関係することから、県が、県民生活全般を網羅して立てた目標を着実に進めていくことを明らかにするものです。

2 施策の策定及び実施に当たっては、関連分野における施策との連携や、県以外の者が行う歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組の効果的な推進も必要となるため、第2項及び第3項において規定しています。

(歯科医師等の役割)

第5条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、教育保育関係者及び保健医療福祉関係者との連携を図りながら、良質かつ適切な歯科口腔^{くわう}保健サービス等を提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するに当たり、歯科口腔^{くわう}保健サービス等を提供する歯科医師等が果たすべき役割について定めたものである。

【解説】

1 「歯科医師等」は、県民の歯と口腔^{くわう}の健康を、医療・保健分野の最前線で支えるとい

う極めて重要な立場にあることから、その役割として、

- ・ 県及び市町村が実施する歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策に協力すること
- ・ 教育保育関係者及び保健医療福祉関係者との連携を図りながら、良質かつ適切な歯科口腔^{くわう}保健サービス等を提供すること

に努めるよう定めたものです。

- 2 教育、保育分野や保健、医療、福祉分野と連携することにより、より効果的な歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進が期待されることから、これらの関係者との連携に努めることも規定しています。

(教育保育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第6条 教育保育関係者及び保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、県民が口腔^{くわう}保健に関する教育、歯科口腔^{くわう}保健サービス等を受ける機会を確保するなど歯と口腔^{くわう}の健康づくりを促進するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するに当たり、教育保育関係者及び保健医療福祉関係者が果たすべき役割について定めたものです。

【解説】

「教育保育関係者及び保健医療福祉関係者」については、養護教諭や学級担任などによる歯科保健指導、学級担任や栄養教諭・学校栄養職員による食生活・健康指導や保育施設職員による歯磨き指導、看護師、訪問介護員による口腔^{くわう}ケアなど、歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に当たって、重要な役割を果たすことが期待されています。そのため、それぞれの業務において、県民が口腔^{くわう}保健に関する教育、歯科口腔^{くわう}保健サービス等を受ける機会を確保するなど、県民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりの促進に努めるよう規定しています。

(事業者及び医療保険者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その県内の事業所で雇用する従業員について、歯科口腔^{くわう}保健サービス等を受ける機会を確保するなど歯と口腔^{くわう}の健康づくりを促進するよう努めるものとする。

- 2 医療保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者について、歯科口腔^{くわう}保健サービス等を受ける機会を確保するなど歯と口腔^{くわう}の健康づくりを促進するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するに当たり、事業者及び医療保険者が果たすべき役割について定めたものです。

【解説】

- 1 「事業者」及び「医療保険者」については、保健指導や健康診断の実施を通じて、そ

の従業員あるいは被保険者の健康の保持増進に重要な役割を担っており、成人期における歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に当たって重要な役割が期待されます。

2 第1項では、「事業者」の役割を規定しています。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により、事業者は、事業所で雇用する従業員に対して医師による健康診断を行わなければならないとされていますが、歯科健診については、一部を除いて法律上その実施は義務付けられていません。しかし、従業員の健康管理を充実させ、健康に働いてもらうことは事業者にとっても有意義なことと考えられます。

このため、本条例では、事業者が歯科健診、歯科保健指導^{くわう}の機会の確保等により、その雇用する従業員の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに積極的な役割を果たすことを期待するものです。

3 第2項では、「医療保険者」の役割を規定しています。

医療保険各法では、医療保険者について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定める特定健康診査等を行うものとされているほか、健康教育、健康相談、健康診査等、被保険者及びその家族の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならない旨が規定されています。その中には歯科健診等、歯と口腔^{くわう}の健康づくりの取組に係る事業も含まれていると解されますが、法律上、その実施は義務付けられていません。しかし、被保険者等の健康管理を充実させることは将来的な医療費の削減にもつながるものであり、医療保険者にとっても有意義なことと考えられます。

このため、本条例では、医療保険者が歯科検診、歯科保健指導^{くわう}の機会の確保等により、被保険者等の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに積極的な役割を果たすことを期待するものです。

（市町村の役割）

第8条 市町村は、基本理念にのっとり、県及び歯科医師等と連携を図りながら、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の実施に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するに当たり、市町村が果たすべき役割について定めたものです。

【解説】

歯科口腔保健^{くわう}の推進に関する法律第3条第2項において、地方公共団体は歯科口腔保健^{くわう}の推進に関する施策に関し、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

県と市町村は対等な関係にあります。市町村は、地域住民に最も身近な行政機関であることから、県及び歯科医師等と連携しながら歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を実施していくことが期待されます。

（県民の役割）

第9条 県民は、基本理念にのっとり、歯と口腔^{くわう}の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、県、市町村等が行う歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組に参加し、生涯にわたって、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 父母その他の保護者は、家庭において、その監護する子どもの虫歯及び歯周疾患の予防及び早期治療の勧奨、健康な食生活の実現その他歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するに当たり、県民が果たすべき役割について定めたものです。

【解説】

- 1 第3条の基本理念にもあるように、歯と口腔^{くわう}の健康づくりの主体は県民であり、本条例を推進するには、県民一人一人が主体的に取り組んでいく必要があります。そのため、県民一人一人が歯と口腔^{くわう}の健康づくりへの関心と理解を深め、生涯にわたって取り組んでいくことを県民の役割として定め、積極的な取組を促すものです。
- 2 第2項は、歯と口腔^{くわう}の健康を生涯を通じて保持増進するためには、子どもに対する取組がとりわけ重要であることから、家庭における取組を特に規定しています。

父母その他の保護者に、子どもの虫歯や歯周疾患の予防や早期治療に努めるとともに、健康な食習慣・食べ方を実践することや、正しい歯磨き習慣と歯や歯肉等の自己観察を定着させること、定期的に歯科健診を受診させることなどの自主的な取組や、そうした取組への協力に努めることを求めています。

(基本計画)

- 第10条 知事は、県民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本方針
 - 二 歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する目標
 - 三 歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本施策
 - 四 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ県民、市町村及び歯科医師等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
 - 5 基本計画は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとする。
 - 6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

【趣 旨】

本条は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するための計画の策定に係る手続き等について定めたものです。

【解 説】

- 1 歯科口腔保健^{くわう}の推進に関する法律第13条においては、都道府県の計画策定は努力義務とされていますが、本条例では第4条に県の責務として、歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を規定しましたので、この責務を果たす上で欠かすことができない基本計画について、県に策定の義務があることとしたものです。
- 2 第1項では、基本計画の策定義務を定め、また、策定主体が知事であることを規定しています。
- 3 第3項では、基本計画の策定に当たり、取組の主体である県民や、連携して施策を推進する市町村、歯科医師等の意見を反映することができるよう措置を講じることを求めています。措置の内容としては、審議会の設置、関係団体からの意見聴取の実施、又は県民意見募集（パブリックコメント）の実施などが考えられます。
- 4 第4項では、基本計画の公表について規定しています。公表の形式としては、ホームページへの掲載、印刷物の配布等の方法が考えられます。
- 5 第5項では、基本計画の見直しについて規定しています。最新の状況を踏まえて施策が講じられるよう、おおむね5年ごとに見直すこととしています。
- 6 第6項では、基本計画の変更を行う場合も、第3項及び第4項の手続きを経ることを規定しています。

（基本施策の推進）

第11条 県は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりを図るための基本施策として、次の各号に掲げる事項を推進するものとする。

- 一 歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供
- 二 市町村が行う歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の支援
- 三 市町村、歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者及び医療保険者との連携体制の構築
- 四 8020運動の普及啓発
- 五 歯科口腔保健^{くわう}の観点からの食育、喫煙による影響対策その他の生活習慣病予防対策
- 六 幼児期及び学齢期におけるフッ化物洗口等科学的根拠に基づく虫歯予防対策
- 七 歯磨き等科学的根拠に基づく歯周疾患の予防及び進行の抑制のための対策
- 八 障がい者（児）における定期的な歯科健診の機会の確保及び適切な歯科医療を受けることができるための対策
- 九 介護を要する高齢者における訪問による歯科医療、適切な口腔^{くわう}ケア及び口腔^{くわう}機能の維持向上のための施策
- 十 歯と口腔^{くわう}の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上

に関する施策

十一 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを図るために必要な施策

【趣旨】

本条は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するために、県が取り組むべき基本的な施策を定めたものです。

【解説】

一 歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供

歯科疾患が全身の健康に及ぼす影響や予防方法等、必要な情報を収集し、提供することにより、県民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに対する意識を高めたり、具体的な取組につながることを期待されます。

二 市町村が行う歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の支援

地域住民に最も身近な行政機関である市町村の施策を支援することにより、県民の取組がより一層充実することが期待されます。

三 市町村、歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者及び医療保険者との連携体制の構築

歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進していくためには、関係機関が連携しながらそれぞれの役割を果たすことが不可欠であるため、連携体制を構築するよう定めています。

四 8020運動の普及啓発

80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020運動」をこれまで以上に推進することにより、県民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりの気運醸成が期待されます。

五 歯科口腔^{くわう}保健の観点からの食育、喫煙による影響対策その他の生活習慣病予防対策

歯周疾患と糖尿病などの生活習慣病の間には密接な関連性があることが明らかになっており、生活習慣要因としては食生活や喫煙が関与することが指摘されています。

そのため、食育や喫煙による影響対策等の生活習慣病予防対策に取り組むことが、歯と口腔^{くわう}の健康づくりにとっても重要となります。

六 幼児期及び学齢期におけるフッ化物洗口等科学的根拠に基づく虫歯予防対策

- 1 「幼児期」とは、母子保健法（昭和40年法律第141号）第6条第3項で規定する幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）の期間をいい、歯の生え始め、摂食・嚥下機能を獲得する時期であることから歯と口腔の健康づくりにおいても大変重要な時期です。
- 2 「学齢期」とは、学校教育法（昭和22年法律第23号）第17条で規定する期間（子どもの満6歳の誕生日以後における最初の学年の初め（最初の4月1日）から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの9年間）をいい、乳歯から永久歯への交換期における健康な歯列・咬合の育成と口腔ケア習慣の定着が重要となる時期です。
- 3 フッ化物には、歯質を強化し、虫歯の原因となる菌の活性を抑制することにより虫歯を予防する作用があります。フッ化物洗口（うがい）は歯科疾患の予防対策のためのフッ化物応用の方法の1つです。

フッ化物洗口を実施する場合は、幼児・児童の個々の体質を考慮する必要があることから、本人や保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性及び懸念される事項について十分に説明し、同意を得て行うこととなります。

フッ化物応用以外の虫歯予防対策としては、正しいブラッシング（歯磨き）の実施や食育による甘味食品の摂取制限の指導等があります。

七 歯磨き等科学的根拠に基づく歯周疾患の予防及び進行の抑制のための対策

歯周疾患を持つ人は年齢とともに増加していき、それに伴い歯の喪失も増加していきます。歯を失うと食べられるものに制約が出てくるなど、全身の健康にも重大な影響を与えますが、歯周疾患は自覚症状が少なく、重症化して初めて自覚することも多いのが現状です。

そのため、普段から歯磨きや歯間部清掃用器具（デンタルフロス、歯間ブラシ）を利用して、歯周疾患の予防や進行の抑制に取り組むとともに、定期的に歯科健診を受けて早期発見に努めることが必要です。

八 障がい者（児）における定期的な歯科健診の機会の確保及び適切な歯科医療を受けることができるための対策

障がい者（児）については、本人による口腔の管理が困難な場合や、一般の歯科医療機関では受診が困難な場合などがあることから、障がいの種類や程度に応じ、適切な歯科口腔保健サービス等を受けられるよう対策を講じる必要があります。

九 介護を要する高齢者における訪問による歯科医療、適切な口腔ケア及び口腔機能の維持向上のための施策

介護を要する高齢者の中には、本人による歯磨きが困難であるなどの事情から歯科疾患が重症化したり、摂食・嚥下障害を伴うことがあります。歯科医療機関への移動が困難であったり、往診してもらえない歯科医師がいない等により治療が遅れる場合があります。

そのため、訪問による歯科診療や口腔ケアを推進することが必要となります。

十 歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関する施策

歯と口腔の健康づくりに係る各種施策を推進していくためには、歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者などの歯科口腔保健に携わる者を十分に確保することが必要です。また、研修等により施策の推進に必要な知識、技能を備えてもらうことが必要となります。

十一 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策

第1号から第10号までに当てはまらない施策であっても、歯と口腔の健康づくりを図るために必要なものは本条例にいう基本施策として推進していくこととなります。

(歯と口腔の健康に関する実態調査)

第12条 県は、おおむね5年ごとに、歯と口腔の健康に関する実態調査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

2 県は、前項の調査の結果を検証し、歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進並びに基本計画の策定及び見直しに反映させるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進等に反映させるための歯と口腔の健康に関する実態調査について定めるものです。

【解説】

- 1 歯と口腔の健康づくりを効果的に推進するためには、歯と口腔の健康に関する実態を把握し、これまでの施策の効果を検証した上で、新たな施策や基本計画に反映させていく必要があります。そのため、基本計画の見直しの期間を考慮し、おおむね5年ごとに実態調査を行うこととするものです。
- 2 調査結果を公表することにより、県民や歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の取組や啓発に活用してもらうことも必要です。

(いい歯の日及び大分いい歯の8020推進月間)

第13条 8020運動を推進するため、毎年11月8日をいい歯の日とし、11月を大分いい歯の8020推進月間とする。

【趣旨】

本条は、8020運動を推進するため、重点的に普及啓発を行う期間を定めるものです。

【解 説】

歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する行事としては、現在、国において、「歯の衛生週間」（6月4日から同月10日）が設定され、様々な普及啓発の取組が行われています。

これに加え、本県では、本条例の制定を契機に、新たに11月8日を「いい歯の日」とし、また、「いい歯の日」を含む11月を本県独自の「大分いい歯の8020推進月間」として設定します。

この期間中にその趣旨にふさわしい事業を実施することで、県民に対する知識の普及啓発が効果的に行われ、歯と口腔^{くわう}の健康づくりがより一層推進されることを期待しています。

（財政上の措置等）

第14条 県は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の推進に当たって、県において必要な財政上の措置を講ずるよう努めるべき旨を定めたものです。

【解 説】

県財政は厳しい状況下にあります。歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずる旨を規定しています。県議会は、県民を代表する議決機関として関し及び評価機能を発揮し、費用対効果を十分検証した上ではありますが、必要な支援を積極的に行います。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている大分県歯科口腔^{くわう}保健計画（新・歯ッスル大分8020改訂版）は、第10条の規定に基づき定められた基本計画とみなす。

【解 説】

- 1 本条例は公布の日（平成25年12月18日）に施行されます。歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進には早急に取り組む必要があり、また、歯科医師等に法的義務を課すものではないことから周知期間を置かず施行するものです。
- 2 本条例が施行されると、第10条第1項の規定により知事は基本計画を策定する必要がありますが、現在既に「大分県歯科口腔^{くわう}保健計画（新・歯ッスル大分8020改訂版）」が策定されていますので、この計画を本条例に定める基本計画とみなすこととしています。